

○赤磐市工事検査規程

平成17年3月7日

訓令第35号

(趣旨)

第1条 市費をもって支弁する工事の検査については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中間検査 特に必要があると認めた場合、あらかじめ工事の中途において行う検査をいう。

(2) しゅん功検査 工事しゅん功後行う検査をいう。

(検査員)

第3条 工事の検査を行う者（以下「検査員」という。）は、工事を担当する課長又は市長が命じた職員とする。

2 検査員は検査の補助を行わせるため、必要に応じて職員のうちから検査補助員を置くことができる。

(検査方法)

第4条 検査は、契約書、設計図書及び仕様書に照して別表第1に定める工事検査基準に従い厳正に行わなければならない。

(検査の立会者)

第5条 検査員は、しゅん功検査を行うときは、関係職員及び請負者を立ち会わさなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 検査員は、しゅん功検査以外の検査においても、必要に応じて、関係職員の立会いを求めることができる。

(考査認定)

第6条 検査員は、検査上、地下又は水中等外部から検査を行い難い部分については、関係職員の証明又は請負者の記録資料を照合することにより、考査認定することができる。

(修補)

第7条 検査員は、工事がしゅん功検査に合格しなかったときは、相当の期日を指定し、その修補を命じなければならない。

(検査の復命及び検査済証の交付)

第8条 検査員は、検査を終了したときは、別表第2に定める工事成績評定基準により、その成績を次に掲げるところにより区分し、工事検査復命書により市長に復命しなければならない。

- (1) AA 成績が特に良好と認められるもの
- (2) A 成績が普通以上と認められるもの
- (3) B 成績が普通と認められるもの
- (4) C 成績が普通以下であって合格と認められるもの

2 検査員は、中間検査及びしゅん功検査を終了したときは、速やかにその結果を請負者に通知し、検査済証を請負者に交付しなければならない。

3 前条の規定により修補を命じたときは、修補工事検査復命書により市長に復命しなければならない。

(準用)

第9条 この訓令は、工事以外の事業に係わる検査についても必要に応じ、準用できるものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第20号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月12日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日訓令第5号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の赤磐市工事検査規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年10月1日訓令第12号)

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

工事検査基準

(検査の内容)

(1) 検査は、当該工事の出来形を対象として関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判定を行うものとする。

(工事の実施状況の検査)

(2) 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録(写真による記録を含む。)と、設計図書、仕様書等とを対比し、施工管理状況及び施工内容の適否の判定を行うものとする。

(工事の出来形及び品質の検査)

(3) 工事の出来形及び品質の検査は、実地について行うものとし、位置、出来形、寸法、品質及びできばえについて、設計図書、仕様書と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要程度を超えない範囲において破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

(出来形部分の数量の確認)

(4) 工事の出来形部分の数量は、工事出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図及び出来形数量計算書により確認するものとする。

別表第2 (第8条関係)

工事成績評定基準

改訂

判定区分 評定項目				優良			良・普通			劣る		
				100～90			89～70			69～50		
施工 体制	施工 者の 能力 施工 者の 熱意	現場 代理 人主 任技 術者 等	管理 能力 技術 能力 人員、 機械 配置 等	工事全体をよく把握、理解し、工事書類も漏れなく作成、設計図書や諸基準等を理解して施工に反映するとともに、常に主体性を持って技術的判断を行っている。			工事全体をよく把握、理解し、工事書類も適切に作成、設計図書や諸基準等を適切に施工に反映するとともに、適切に技術的判断を行っている。			工事全体の把握、理解に欠け、必要な工事書類も不足しており、設計図書や諸基準も適切に施工に反映されておらず、技術的判断も会社や下請けが行っている。		
				50	47.5	45	44.5	40	35	34.5	30	25
				仕事に対し、常に積極的で、監督員とのコミュニケーションも密に実施されており創意工夫をもって優れた施工をした。			仕事に対し、積極的に監督員とのコミュニケーションも適正に実施されており、誠意をもって施工した。			積極性、監督員とのコミュニケーションが不足しており、創意工夫が足りなかった。		
				50	47.5	45	44.5	40	35	34.5	30	25
工事	施工	地元との渉		常に積極的に地元との			地元との関係性も特別			地元とのコミュニケー		

の実 施状 況	管理	外関係	コミュニケーションを図り地元その他第三者より苦情がなかった。			に問題もなく良好であった。			ションが取れておらず、苦情等もあり、地元対応に問題があった。		
			20	19	18	17.5	16	14	13.5	12	10
		施工計画	工事内容、現場状況に応じて綿密に計画され設計書、仕様書に基づき綿密に施工管理を実施した。			計画内容も適切で設計書、仕様書に基づき適切に施工管理を実施した。			計画内容が単一的で日常的な施工管理が実施されていない。		
		工程管理									
		出来形管理									
	現場 管理	品質管理	80	76	72	71.5	64	56	55.5	48	40
		現場整理	現場が常にきれいに保たれており、現場特性を反映した安全管理や安全教育が実施されていた。			現場がきれいに保たれており、適切に安全管理や安全教育が実施されていた。			現場が資材や機械で煩雑狭小となっており、安全管理や安全教育が適切に実施されていない。		
		安全管理（／交通処理／安全管理／安全教育／）									
		仮設備	工事規模に応じ現場特性を反映させて仮設備を適切に配置している。			工事規模に応じ仮設備を適切に配置している。			仮設備の配置状況が適正ではなく、工事施工に支障が生じた。		
			20	19	18	17.5	16	14	13.5	12	10
出来 形及 び品 質	出来形・品質		出来形に誤差がなく、品質もすべて所要以上の強度を有し、全くバラツキがなく均一であった。			出来形に多少誤差があるが許容範囲であり品質もややバラツキがあったが所要以上の強度があり、良好であった。			出来形に誤差が多く品質もバラツキが多く、適切に管理している状況ではない。		
			50	47.5	45	44.5	40	35	34.5	30	25

	出来ばえ	仕上りが非常にきれい で施工対象物の通りが 良く、端部や天端の仕 上げが非常に良い。	仕上りが良好で、全体 的な美観も良く既設構 造物等に対する違和感 等がない。	仕上りがやや劣り、ク ラック等の軽微な手直 しも施されず、全体的 な美観に劣る。
		5 0 4 7 . 4 5 5	4 4 . 4 0 3 5 5	3 4 . 3 0 2 5 5
工程 進捗 状況	工程	現場の進捗状況等を確 実に把握するとともに 突発的事象にも迅速に 対応し、状況に応じて 常に工程を見直す等、 管理が徹底されてい た。また、受注者希望 型による週休2日を達 成した。	工程管理も適切に行わ れており、大きな工程 遅延等の発生もなく、 工程回復のための休日 作業等もなかった。	工区内の作業調整が非 効率で工程が遅延した り、工程回復のための 休日作業等が発生し、 適切な時期での工程見 直し等も行われていな い。
		1 0 0 9 5 9 0	8 9 8 0 7 0	6 9 6 0 5 0

土木工事成績評定基準による工事成績の区分は、次表に示すように4段階に区分する。

総合点は、A₈₅B₇₁のように表示する。

区分		中央値	範囲
優良	AA	9 5	9 0 点以上
良	A	8 5	8 0 点～8 9 点
普通	B	7 5	7 0 点～7 9 点
劣る	C	6 0	5 0 点～6 9 点

(注) 工程進捗状況の評定は、次のことを標準とする。

ア 発注者が示す適正工期を遵守し（発注者側の指示による増工に伴う工期延期の場合は、増工後の適正工期）、遅延することなく工事を完成させ、受注者希望型による週休2日を達成した 9 0～1 0 0 点

イ 発注者が示す適正工期を遵守し（発注者側の指示による増工に伴う工期延期の場合は、増工後の適正工期）、遅延することなく工事を完成させた 7 0～8 9 点

ウ 発注者が示す適正工期を遵守（発注者側の指示による増工に伴う工期延期の場合は、増工後の適正工期）したものの、休日作業等も多く工程回復に関する取り組みや改善が見られなかった 5 0～6 9 点